

市立中学校教諭の道路交通法違反（酒気帯び運転等）について

平成29年8月24日
教育委員会

平成29年8月1日、市立中学校教諭が酒気帯び運転等で検挙されるという、重大な服務規程違反が確認されました。職員が全力を挙げコンプライアンスの徹底に取り組む中、市民の信頼を失う行為を行ったことについて深くお詫び申し上げるとともに、概要等について報告いたします。

1 事案の概要

- (1) 発生年月日 平成29年8月1日（火）午前4時50分頃
- (2) 発生場所 盛岡市神子田町5-12付近（南大橋袂）路上
- (3) 職員 盛岡市立中学校の教諭（52歳・女性）
- (4) 概要

当該教諭が神子田の朝市に向かう途中、交通検問で免許証不携帯を指摘されるとともに、呼気検査を受けたところ、基準値（呼気1リットル中0.15mg）以上のアルコールが検出されたことから、道路交通法違反（酒気帯び運転等）により検挙された。

2 経過

【8月1日（火）】

- 事案発生（4時50分）
- 臨時職員集会の開催（11時50分）

当該校では、全教職員を緊急招集し、校長から事案の概要について説明し、「二度とこのような不祥事を職場から出さないこと」「生徒・保護者との信頼回復に全力を挙げること」について確認した。

- 市議会議員に事案発生について通知（16時）
- 記者発表（16時）

【8月2日（水）】

- 臨時校長・園長会議（10時30分）
 - ・再発防止に向けた取組の徹底について、各校長・園長に対して指導した。
 - ・各学校で早急に実施する次表の具体的な取組について指示した。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 臨時のコンプライアンス集会の設定 |
| (1) 本事案の概要説明 |
| (2) 飲酒運転を防ぐための知識の伝達 |
| (3) 飲酒の癖や習慣の見直しと風通しのよい職場づくり |
| 2 勤務状況確認シートにおける「コンプライアンスの取組に係る目標」の再確認 |
| (1) 管理職による教職員一人一人の目標を再確認 |
| (2) 教職員による自身の目標の再確認と自己評価 |
| 3 夏季休業中のコンプライアンス職場研修会の徹底 |
| (1) 「教職員の不祥事防止対策」についての再確認 |

(2) 事案研修、自己チェック、ワークショップ、外部講師による講義等、各学校で計画した研修に、教職員が主体的に参加できるような更なる内容の工夫

4 管理職としての教職員の指導の徹底

管理職による教職員の公私にわたる状況把握と、意図的・積極的な指導・支援の徹底

【8月6日（日）】

○当該校での保護者説明会の開催（17時）

校長から、事案の概要について説明し、教職員の不祥事により、生徒や保護者に不安を与えたこと、信頼を裏切ってしまったことに対して謝罪した。併せて、教育活動における学校の今後の対応を説明し、保護者に理解を求めた。保護者からは、部活動や受験への影響についての質問があった。

【8月8日（火）】

○当該校での臨時全校朝会（8時30分）

校長から、事案の概要について説明し、教職員の不祥事により、生徒に不安を与えたこと、信頼を裏切ってしまったことに対して謝罪した。併せて、教育活動における学校の今後の対応を説明し、生徒の不安の解消に努めた。

3 職員の処分

事実関係を詳細に確認の上、厳正な対応を行うこととなるが、処分については、岩手県教育委員会が行うこととなる。岩手県教育委員会の「懲戒処分等の標準処分例一覧」では、「飲酒運転」を起こした教職員は「免職」となっている。

4 今般の事案が発生した要因

(1) 酒気帯び運転に対する認識の甘さ及び当事者意識の欠如

当該教諭は、家庭内で様々な不安やストレスを抱えている状況にあり、それを飲酒で紛らわす癖があった。節酒や禁酒について決心したこと也有ったが、結局、意志の弱さから先延ばしのようになってしまい、飲酒癖を改善することができなかった。

そして、酒気帯び運転に対する認識の甘さが、今回の事案を起こしてしまった直接的な原因である。当該教諭は、教育公務員として法令により禁じられていることは決して行ってはならないということは理解しつつも、そのことを、当事者意識をもって忠実に実践しなければならないという意識が欠けていた。

(2) 個々の教職員の状況に応じた指導の不徹底

当該校でも、コンプライアンスの取組については、毎月1回、コンプライアンスについての研修を行うとともに、職員朝会の場を活用して、管理職からの情報提供や注意喚起を行ったりして、教職員の意識啓発を図ってきた。当該教諭の健康状態や家庭状況の悩みについても理解し、校内の仕事分担について配慮するとともに、校長や副校長からも声掛けをしたり、管理職面談等で生活状況の確認をしたりしていた。

しかし、当該教諭は、家庭生活や健康面で課題を抱える教職員であり、定期的な相談の機会を確実に設けたり、家族の協力を得ながら指導にあたったりするなど、一層の取組が必要であったが、そこまでの徹底が不十分であった。

5 再発防止に向けた取組

(1) 「教職員の不祥事防止対策」の再確認と具体的な取組の推進

平成28年12月1日に通知した「教職員の不祥事防止対策」について、その内容を再確認し、学校、教育委員会における具体的な取組を省察し、より効果的な取組が推進されるようにする。

その中の「具体的な取組」にある、「お互いに協力し合い、意欲をもって職務にあたることのできる職場づくり」に関わっては、管理職は、公私にわたって不安や悩みを抱える教職員に対して、職務への具体的で高い目標や価値観を持たせることに努め、職務に対する意欲が高まっていくよう、指導する。

(2) 教職員の健康状況の把握の徹底と個別の指導・相談の推進

管理職は、平成28年度における教職員の健康診断結果を再確認し、総合判定の欄等から健康状況が心配される教職員に対しては、今年度の健康診断結果の確認と、それに応じた個別の指導や相談を進めることとする。特に、飲酒の所見や肝機能の異常に係る所見がある場合は、当該教職員に対して、日常生活における飲酒や車の運転について、速やかに注意喚起を促すこととする。

また、健康診断結果等の資料を活用しながら、課題を抱える教職員への指導・相談を、状況に応じて積極的に家族の協力も得ながら、確実に進めていく。

(3) 指導・観察記録による教職員情報の共有と指導の徹底

健康診断結果等の客觀性のある資料と管理職による日常観察や面談による情報を組み合わせて、服務意識や心身の状況で特に心配な教職員については、学校に「指導・観察記録簿」の提出を求め、学校と教育委員会が情報を共有し、連携しながら当該教職員の指導の徹底を図る。